

舞上お第28号  
平成28年6月1日

舞鶴市議会議長  
桐野正明様

舞鶴市水道事業  
舞鶴市長 多々見良三  
(公印省略)

債権の放棄について  
(報告)

舞鶴市債権管理条例(平成25年条例第12号)第6条の規定により放棄した債権について、同条例第7条の規定により、別紙のとおり報告します。

(別紙)

名称	件数	金額	放棄した理由	放棄した時期	担当部署(課)	備考
水道料金	1件	1,092,786円	法人事業休止 (条例第6条第 1号エ該当)	平成28年 3月31日	上下水道部お客様 サービス課	

※上記債権及びこれに係る遅延損害金等を徴収する権利を放棄しました。